

## 議案第11号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月28日提出

我孫子市長 星野順一郎

### 提案理由

令和5年4月1日から四市複合事務組合が千葉県市町村総合事務組合に加入することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を増加し、及び千葉県市町村総合事務組合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するため提案するものです。

## 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和30年千葉県告示第496号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「安房郡市広城市町村圏事務組合」を「安房郡市広城市町村圏事務組合 四市複合事務組合」に改める。

別表第2第3条第1項第11号に掲げる事務の項中「安房郡市広城市町村圏事務組合」を「安房郡市広城市町村圏事務組合 四市複合事務組合」に改める。

### 附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。